## 北陸圈広域地方計画協議会運営要領

(趣旨)

第1条 北陸圏広域地方計画協議会設置要綱(以下「設置要綱」という。)第5条 第4項に基づき、北陸圏広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)の運営 方法について、必要な事項を定める。

## (協議会の開催等)

- 第2条 協議会は、構成員総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議 決することができない。
- 2 構成員は、やむを得ない事情により協議会に出席できない場合は、その指名する者を代理として出席させることができる。
- 3 会議において、議決が必要な場合、必要に応じ、出席した構成員(前項の代理を含む。)の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決するところによる。
- 4 前項において、国の同一の関係地方行政機関の構成員が複数ある場合にあって は、構成員の数は同一の関係地方行政機関で1名と数える。

## (協議過程の透明性の確保)

- 第3条 協議会の会議については、原則公開とする。ただし、公開することが適切 でないと、協議会が決定した場合は、非公開とすることができる。
- 2 協議会の会議に提出された資料、議事概要は公開する。ただし、公開すること が適切でないと協議会が決定した資料は、非公開とすることができる。
- 3 協議会に提出された資料、議事概要の公開は、会議終了後速やかに行う。

(雑則)

第4条 その他協議会の運営に必要な事項については、協議会において決定する。

附則

(施行期日)

第1条 この運営要領は、平成20年7月31日から施行する。